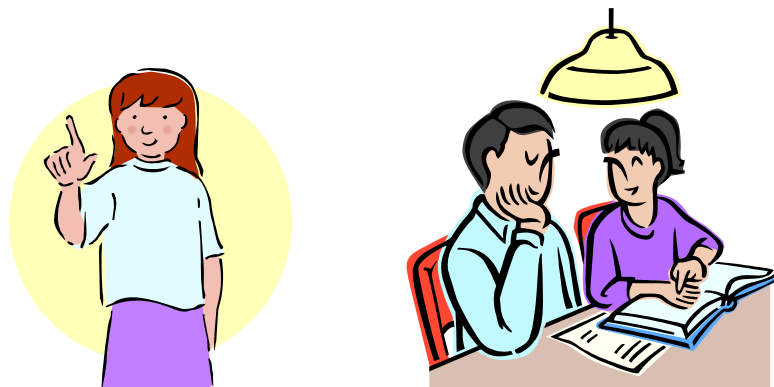


意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣について



聴覚、音声・言語障がい者（身体障害者手帳を持っている方）に、手話通訳者・要約筆記者を無料で派遣します。

ただし、病院や役所などの公的な場所で重要な用事があるときに限ります。

津市役所 障がい福祉課 障がい福祉担当

TEL 059-229-3157

FAX 059-229-3334

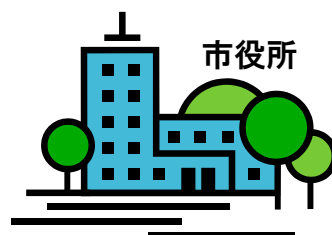
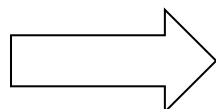
派遣申請の方法

7日前までに！！

- ①利用日が決まったら、申請書に記入して市役所へ提出してください。
(FAX・郵送可)



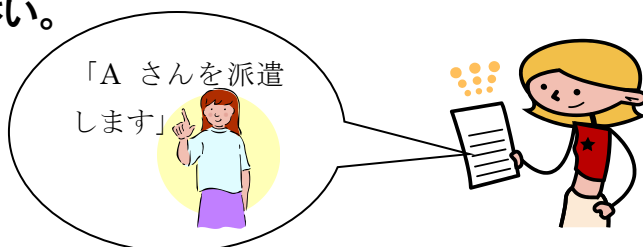
申請が早いと通訳が見つかりやすくなります！



【窓口のあいている時間】

月～金曜日(午前8時30分～午後5時15分)
※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く
※FAX は24時間受付

- ②市役所が通訳者を探します。決定したら郵便で連絡がきますので、確認してください。



- ③当日待ち合わせに遅れないように集合してください。
通訳者とは「現地集合 現地解散」です。



利用上の注意



無料で利用できます。

ただし、病院などの駐車料金は通訳者の分もはらってください。

派遣時間は午前8時～午後10時までです。



秘密は守られます。

手話通訳者・要約筆記者には秘密を守る義務があります。

通訳者に直接依頼しないでください。

市に申請を行わないと、費用を負担してもらうことがあります。





内容によっては派遣できないことがあります。

派遣できる



病院



教育行事



公的申請 など

派遣できない



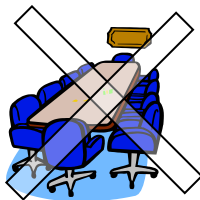
政治活動



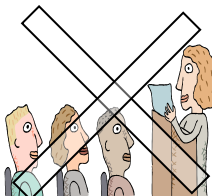
宗教活動



お金もうけ



会社の研修



講演会

など